

## 久留米市光ファイバ整備事業における事業者選定 実施要項

### 1 趣旨

本要項は、久留米市光ファイバ整備事業の事業者を公募し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 名称

久留米市光ファイバ整備事業

#### (2) 目的

本事業では、光ファイバによる超高速通信基盤が整備されていない北野地域、城島地域及び三潴地域において、国の「高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備助成事業）」（以下「国事業」という。）を活用して高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路整備等を整備しようとする事業者を公募により選定し、その整備の費用に対する補助金を交付することにより、市内における光インターネット環境の未整備地区を解消し、もって地域における情報格差を是正することを目的とする。

#### (3) 事業実施場所

久留米市北野地域、城島地域及び三潴地域（別紙1「事業実施場所概略図」参照。）

#### (4) 事業内容

##### ① 光ファイバによる伝送路設備等の整備

事業実施場所において、高速かつ大容量無線局の前提となる伝送路設備等を整備する。

##### ② ①を行うために必要な業務

①の整備のために行う工事に附帯する設計業務及び監理業務、調査業務の他、必要な用地及び道路の整備に関する業務を行う。

##### ③ 久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定められた交付申請や業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務

##### ④ 国事業の交付申請、業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務

##### ⑤ 事業の計画、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成

##### ⑥ 上記のほか、事業全体の目的を達成するために必要な業務

#### (5) 事業の実施期間

久留米市光ファイバ整備事業費補助金の交付決定日から令和3年3月31日まで。

### 3 補助金交付希望額

補助金交付希望額の上限は、令和2年度久留米市一般会計補正予算（第1号）に計上した久留米市光ファイバ整備事業費補助金の予算額とする。

### 4 実施形式

公募型プロポーザル。

### 5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公示日	令和2年5月1日（金）
質問書の提出期限	令和2年5月15日（金）
質問書に対する回答	令和2年5月20日（水）
参加申込書等提出期間	令和2年5月1日（金）～令和2年5月15日（金） （土日祝日を除く）
提出書類の受付期間	令和2年5月1日（金）～令和2年5月29日（金） （土日祝日を除く）
事業者選定の審査	令和2年6月上旬【予定】
審査結果通知の送付	令和2年6月上旬【予定】

### 6 参加資格

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- ② 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- ③ 福岡県内において、現に光ブロードバンドサービスを提供している者であること。
- ④ 本事業の実施にあたり、国事業を活用する事業者であること。
- ⑤ 本事業において別紙2「要求水準書」を満たす事業者であること。
- ⑥ 本プロポーザル公告日時点で、久留米市競争入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第2項各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- ⑧ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を完納していること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

## 7 説明会

実施しない。

## 8 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第 1 号）を電子メールに添付して、「16 問い合わせ先」宛てに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「【会社名】久留米市光ファイバ整備事業に係る質問書」と記載すること。

### (2) 期限

令和 2 年 5 月 15 日（金）17 時 15 分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和 2 年 5 月 20 日（水）までに、質問書（様式第 1 号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

### (4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

## 9 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要項及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

#### ① 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式第 2 号）	1 部
イ 会社概要書（様式第 3 号）	1 部
ウ 参加資格調書（様式第 4 号）	1 部
エ 業務実績調書（様式第 5 号）	1 部
オ 委任状（様式第 6 号）	1 部

#### ② 提案書等の提出書類

ア 企画提案書（様式第 7 号）	正本 1 部	副本 6 部
------------------	--------	--------

イ 価格提案書（様式第8号） 1部

なお、紙媒体のほか、電子データを格納したCD-Rを1枚提出すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出期限

令和2年5月15日（金）17時15分まで（必着）

② 提案書等の提出期限

令和2年5月29日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

① 参加申込書等

電話にて「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

② 提案書等

電話にて「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

価格提案書（様式第8号）については、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記入すること。

- ・宛先「久留米市長 大久保 勉 宛」
- ・内容「久留米市光ファイバ整備事業における事業者選定企画提案書等」
- ・商号又は名称
- ・代表者職氏名
- ・「価格提案書（様式第8号）」在中

また、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印し、提出すること。

(4) 提出先

「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

## 10 審査方法

評価項目とその配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1 事業の方針	本事業の趣旨を理解した提案がなされているか。	10点
2 事業遂行能力	実施体制、サービス安定性、類似業務実績等。	20点
3 企画提案内容	通信速度、初期費用・月額料金、利用者サービス、整備後の利用促進等の取組等。	40点

4	工程計画	適切な工程計画か。遅延リスクへの対応策。	20点
5	コスト	補助金交付希望額。	10点

提案書等については、本プロポーザル審査委員会の評価担当者が審査する。また、プレゼンテーションは実施しない。

なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

### 1.1 事業者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を本事業の事業者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、事業者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を本事業の事業者として選定する。

### 1.2 審査結果

- (1) 通知方法  
全ての応募者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期  
令和2年6月上旬【予定】

### 1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 評価点が7割を下回った場合

### 1.4 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる事業者決定前において、公正又は適正な事業者選定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 15 その他

### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（様式は任意）によりその旨を「16 問い合わせ先」に通知すること。

### (2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

(3) 交付要綱については、令和2年度久留米市一般会計補正予算（第1号）の可決・成立後の制定となるため、今後内容に変更を生じる場合がある。

(4) やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

### (5) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が事業者を選定した者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (7) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 16 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総務部情報政策課（担当：出利葉、小柳）

電話 0942-30-9060 ファクシミリ 0942-30-9708

電子メールアドレス jimukan@city.kurume.fukuoka.jp